

議員提出議案第5号

ハンセン病患者・元患者等の人権回復のための決議

このことについて、下記のとおり議決を求める。

平成13年6月21日

提出者	三朝町議会議員	岩	本	君	美
賛成者	三朝町議会議員	小	椋	昭	一
賛成者	三朝町議会議員	西	村	武津美	
賛成者	三朝町議会議員	香	川	和	久
賛成者	三朝町議会議員	藤	井		享

平成13年6月21日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

ハンセン病患者・元患者等の人権回復のための決議

平成13年5月11日、熊本地方裁判所において、「らい予防法」違憲国家賠償請求事件について、国の責任を認める判決が言い渡され、国が控訴しなかったことにより、この判決が確定した。

しかし、ハンセン病患者・元患者等がらい予防法によって「ふるさと」を失った被害は、いまだ、社会に根付く差別・偏見によってその回復が阻まれている。

この差別・偏見は、国の90年に及ぶ隔離政策がもたらしたものである。しかし、その過程で鳥取県の政治政策においても、強力に遂行された「無らい県運動」が果たした役割について、先の判決は、厳しく指摘している。

本町としても、上記判決の指摘に深く思いを致し、国策の中で、被害者等の故郷を奪うこととなった過去を素直に反省し、謝罪するとともに、今後関係の方々の人権回復のための措置と差別のない社会の実現に一層の努力をすることを決意するものである。

以上、決議する。

平成13年6月21日

鳥取県三朝町議会